

岐阜中央病院訪問看護ステーション

居宅介護支援事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団誠広会が開設する居宅介護支援事業者としての岐阜中央病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性、状況等その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 岐阜中央病院 訪問看護ステーション
- 二 所在地 岐阜市川部3丁目25番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者兼介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 常勤専従2人 常勤兼務2人
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、土曜日午後、国民の祝日、年末年始（12月30日午後から1月3日まで）を除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時00分までとし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。

(居宅介護支援の利用料等)

第6条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 9条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び具体的取扱方針）

第7条 居宅介護支援の提供方法及び内容については、次のとおりとする。

- ・ 利用者の生活課題の把握
- ・ 居宅サービス計画の作成
- ・ 居宅サービス事業者との連絡調整
- ・ 居宅サービス計画の実施状況の把握
- ・ 必要に応じて居宅サービス計画の変更
- ・ 市町村、地域包括支援センターとの連携
- ・ その他必要な支援業務

居宅介護支援の具体的取扱方針

- ・ 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅及び事業所内その他必要と認められる場所において行うものとする。
- ・ 使用する課題分析表は、当事業所で定めたアセスメント方式を使用する。
- ・ サービス担当者会議は、利用者宅及び事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- ・ 介護支援専門員は、必要に応じて利用者宅を訪問し、原則として1か月に1回は訪問、モニタリングを行い、その結果を記録する。

（緊急時等における対応方法）

第8条 介護支援専門員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、本巣市（金原・根尾を除く）、瑞穂市、本巣郡北方町の区域とする。

（苦情処理）

第10条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

苦情相談窓口 岐阜中央病院訪問看護ステーション 管理者

連絡先 (058) 239-8507

利用時間 平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:30

- 2 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村や岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、資質向上を図るために計画的に研修の機会を設けるものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団誠広会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第12条 関係記録の保存期間は、完結の日から5年間とする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成23年1月1日改訂

平成26年2月1日改訂

平成26年4月14日改訂

平成27年4月1日改訂

平成28年2月22日改訂

平成28年12月1日改訂